

令和 8年 4月 20日

質疑書に対する回答

高 知 県 知 事

令和8年04月15日付で公告した「漁機高第1-27-2号 沖の島漁港 漁港機能高度化工事」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	入札申請に関して、企業の評価について確認をしたいです。使用する作業船保有の有無（自社保有又は共同保有によるもの）の項目で、 ①工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を自社保有している。 10点 ②工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を共同保有している。 5点 ③上記以外 0点 とありますが、「工事に使用する」とは本工事に使用するという意味でしょうか。また本工事外でも使用できる主作業船の保有という解釈でしょうか。宜しくお願ひします。	・作業船保有の有無を問うものであり、本工事に使用するという意味ではありません。	令和8年4月20日
2	企業の評価について確認をしたいです。使用する作業船保有の有無（自社保有又は共同保有によるもの）の項目で、「いずれかの主作業船」という言葉がありますが、起重機船等を補助する揚錨船や作業補助船も該当するのでしょうか。起重機船等の本船のみ該当するのでしょうか。宜しくお願ひします。	・「高知県土木部における建設工事の総合評価方式に関する取扱要領」のP15、注14に記載している作業船のみが該当になります。	令和8年4月20日

その他事項

--